

## 第5 審議機関などの創設

### 1 景観審議会

市における良好な景観の形成に関する重要事項を調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、府中市景観審議会を置きます。景観審議会は市長の諮問に応じて次の事項を調査し、審議します。

また、大規模開発事業については、土地利用調整審査会とも連携を図る必要があります。審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項に関して、市長に意見を述べるすることができます。

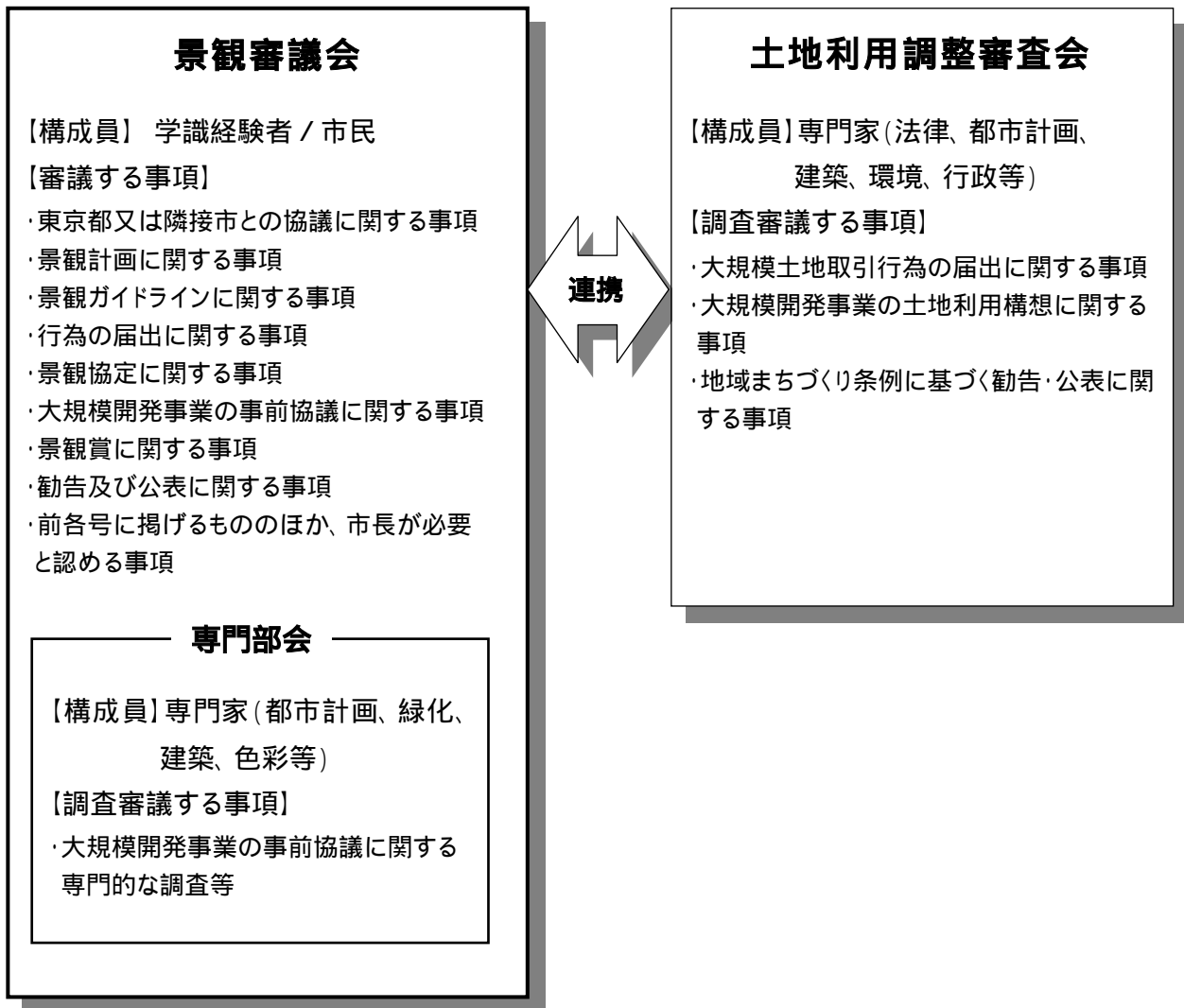
- (1) 東京都又は隣接市との協議に関する事項
- (2) 景観計画に関する事項
- (3) 景観ガイドラインに関する事項
- (4) 行為の届出に関する事項
- (5) 景観協定に関する事項
- (6) 大規模開発事業の事前協議に関する事項
- (7) 景観賞に関する事項
- (8) 勧告及び公表に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 2 専門部会

大規模開発事業の景観誘導は、景観形成のみならずまちづくりの観点から様々な角度で検討することが求められます。そこで、専門部会を創設し、専門的見地から調査、審議し、その結果を景観審議会に報告します。

今後の景観づくりの推進や一層の充実化を図るため、これら審議機関等の制度を活用し、それぞれの役割分担(図表3-3)を明確にするとともに、各機関の意思疎通を円滑化し、効果的な連携を図りながら運営を行います。

図表 3 - 3 審査機関等の役割分担



## 府中市景観計画

---

発行日 / 平成20年4月

編集・発行 / 都市整備部計画課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話(042)364-4111(代表)、335-4412(計画課)

FAX(042)335-0499

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>



④ ほっとするね 緑の府中

府中市